

# 緊急調査にご協力お願いします！

令和6年9月17日

会員各位

一般社団法人愛知県産業資源循環協会

電子マニフェスト項目追加に関する実態調査について

令和6年9月5日、国が設置した小委員会において、**電子マニフェストへの項目追加について議論が始まりました。**

(中央環境審議会循環型社会部会**静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築にかかる小委員会** <https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000249587.pdf> 参照)

項目追加の内容は、**最終処分終了後に、中間処理業者が売却や再生利用を含む処理内容を入力することになる**というものです。

マニフェストの取扱いや再生利用の実態を踏まえた制度にしなければ、産業廃棄物処理業者の負担が相当増えることが懸念されます。

このため当協会では、会員の皆様を対象に、再生利用やマニフェスト取扱い等に関する実態について**緊急調査を実施**することにしました。

全産連専務理事が小委員会の委員になっていることから、次回、9月27日の小委員会開催前までに、今回の調査結果(速報)をお知らせし、参考にしていただこうと考えています。

**御社にも直接関わる問題でありますので、是非とも調査にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。**



調査結果の集計とりまとめの時間が限られることから、**できるだけ9月20日(金)までに、Google Forms (<https://forms.gle/tn7oh6ocnTZxyxrDA>)により、回答**していただきますようお願いいたします。(右上のQRコードを読み取っていただくと、スマホからも回答できます。)

なお、インターネット環境のない会員におかれましては、FAXによる回答もお受けしますが、全産連あての速報には間に合わないことは予めご了承ください。

(この調査により取得した会員企業に関する情報は、再生利用やマニフェスト取扱い等に関する実態を把握することのみを目的としており、個別の企業の情報が明らかになるような集計は一切いたしません。)

<https://forms.gle/tn7oh6ocnTZxyxrDA> から回答してください。

一旦、この用紙で回答内容を整理してから、上記アドレスから入力すると便利です。



## 電子マニフェスト項目追加に関する実態調査

固有番号(許可番号の下6桁)	
会社名	
担当者名	
メールアドレス	
電話番号	

Q1 御社において、いずれの排出事業者においても再生利用率（再生利用量/処分量）が、共通してほぼ一定（どの排出事業者でも夾雑物等を除き、ほぼ全量リサイクル）の廃棄物は何ですか？（MA：複数回答）

廃プラ	廃油	木くず	特管 廃油
ゴムくず	廃酸	動植物性残さ	特管 廃酸
金属くず	廃アルカリ	動物のふん尿	特管 廃アルカリ
ガラ陶	鉱さい	動物の死体	感染性廃棄物
がれき類	ばいじん	動植物系固形不要物	特定有害産業廃棄物
燃え殻	紙くず	1 3号廃棄物	該当なし
汚泥	繊維くず		

Q2 Q1の回答について、再生利用率がほぼ一定（どの排出事業者でも夾雑物等を除き、ほぼ全量リサイクル）になる理由は何ですか？（MA、その他欄を活用して、積極的に実態をお知らせください。）

再生品の品質が安定している
再生品の需要動向が安定している
その他（ )

Q3 御社において、いずれの排出事業者においても再生利用率が、共通してほぼ一定（どの排出事業者においても再生利用できない）の廃棄物は何ですか？（MA：複数回答）

廃プラ	廃油	木くず	特管 廃油
ゴムくず	廃酸	動植物性残さ	特管 廃酸
金属くず	廃アルカリ	動物のふん尿	特管 廃アルカリ
ガラ陶	鉱さい	動物の死体	感染性廃棄物
がれき類	ばいじん	動植物系固形不要物	特定有害産業廃棄物
燃え殻	紙くず	1 3号廃棄物	該当なし
汚泥	繊維くず		

Q4 Q3の回答について、再生利用率がほぼ一定（どの排出事業者においても再生利用できない）になる理由は何ですか？（MA：複数回答）

再生利用に適さない廃棄物である
再生利用できるように処理するにはコストがかかりすぎる
その他（ )

Q5 御社において、排出事業者ごとに、それぞれ異なるほぼ一定の再生利用率(例:A社は0%、B社は50%など)を設定できる廃棄物は何ですか？(MA) (Q1で回答した廃棄物は除かれます。)

廃プラ		廃油		木くず		特管 廃油
ゴムくず		廃酸		動植物性残さ		特管 廃酸
金属くず		廃アルカリ		動物のふん尿		特管 廃アルカリ
ガラ陶		鋳さい		動物の死体		感染性廃棄物
がれき類		ばいじん		動植物系固形不要物		特定有害産業廃棄物
燃え殻		紙くず		1 3号廃棄物		該当なし
汚泥		繊維くず				

Q6 Q5の回答について、排出事業者ごとにほぼ一定の再生利用率を設定できる理由は何ですか？(MA:複数回答)

排出事業者において、同じ工程から廃棄物が排出されており、品質、性状が安定している。
排出事業者において、リサイクルしやすいように廃棄物が分別排出されている。
廃棄物搬入時に廃棄物の性状、品質を確認している。
その他 ( )

Q7 御社において、排出事業者によって再生利用可能なものの割合にばらつきがある(例:A社とB社とではばらつきがある。同じA社でも時期によりばらつきがある)廃棄物は何ですか？(MA:複数回答)

廃プラ		廃油		木くず		特管 廃油
ゴムくず		廃酸		動植物性残さ		特管 廃酸
金属くず		廃アルカリ		動物のふん尿		特管 廃アルカリ
ガラ陶		鋳さい		動物の死体		感染性廃棄物
がれき類		ばいじん		動植物系固形不要物		特定有害産業廃棄物
燃え殻		紙くず		1 3号廃棄物		該当なし
汚泥		繊維くず				

Q8 Q7の回答について、排出事業者によって再生利用可能なものの割合にばらつきが出る理由は何ですか？(MA:複数回答)

分別排出等によりマテリアルリサイクルに適した廃棄物が多い排出事業者がいたり、夾雑物の混入や汚れが付着していることなどによりリサイクルに適さない廃棄物が多い排出事業者がいたりするから
その他 ( )

Q9 再生利用率がほぼ一定の廃棄物について、一次マニフェスト1件ごとに再生利用量等を入力することは可能ですか？(SA:単一回答)

再生利用量が特定しやすく、件数もあまり多くないので、現体制でも対応可能と考えられる。
再生利用量は特定しやすいが、件数が膨大であり、人員増しないと対応困難と考えられる。
再生利用率等を予めパターン選択できれば、現体制で対応可能と考えられる。
その他 ( )

Q10 再生利用率にばらつきのある廃棄物について、一次マニフェスト1件ごとに再生利用量等を入力することは可能ですか？(SA:単一回答)

	排出事業者ごとに再生利用率を把握しているし、件数もあまり多くないので、現体制で入力可能と考えられる。
	再生利用率等を予めパターン選択できるシステムに変更できれば、現体制で対応可能と考えられる。
	再生利用率等を予めパターン選択できるシステムに変更しても、実態と異なることから利用できない。
	複数の排出事業者からの廃棄物を混ぜて処理しているため、排出事業者ごとに再生利用量を算出することはできず、対応できない。
	一次マニフェストに再生利用量等を正確に入力するには、少量でも搬入車両ごとに再生利用量を把握する必要があり、現実的でない。
	その他 ( )

Q11、12 御社全体の年間処分量（トン/年）及び年間再生利用量（トン/年）を教えてください。（概算で結構です。）

年間処分量		トン/年	年間再生利用量		トン/年
-------	--	------	---------	--	------

Q13 産業廃棄物種類別の処分量及び再生利用量を把握するため、御社が行政に提出した「産業廃棄物処分実績報告書」の写しを当協会にFAX(052-322-0136)又は電子メール(jimukyoku.aisankyoku@gmail.com)で送付していただけますか？なお、整理の都合上、欄外に御社の固有番号を記載してください。

FAXにて送付します		送付しません
メールにて送付します		

Q14、15、16、17 御社における一次マニフェストの受付件数を教えてください。（概算で結構です。以下、Q22まで同じ。）

	日平均（件）	日最大（件）
電子マニフェスト		
紙マニフェスト		

Q18、19、20、21 最終処分業者から二次マニフェストのE票が回付されてから、一次マニフェストのE票を回付する際の日当たりの取扱い件数を教えてください

	日平均（件）	日最大（件）
電子マニフェスト		
紙マニフェスト		

Q22 御社では、中間処理が終了してから再生利用量が確定するまで最大何日かかりますか？

	日
--	---

Q23 小委員会資料 (<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle06/000249587.pdf>) をご覧になって、電子マニフェストの項目追加に関して疑問に思うことや、意見を自由に記載してください。